

研 究

1970年代中国憲法「改正」史論

On the History of the 1970s “Revisions” to the Chinese Constitution

通 山 昭 治*

目 次

序——1954年憲法の実施状況と1970年「憲法改正草案」

I 1975年憲法の「特徴」について

II 1978年憲法の「特徴」について

小結——1982年憲法への道程

序——1954年憲法の実施状況と1970年「憲法改正草案」

1 1954年憲法の実施状況の消極面について

さて、拙稿「建国初期中国憲法制定史についての覚書」¹⁾に引き続き、本稿はさしあたりその続編として「1970年代中国憲法『改正』史」(論)についての覚書と位置づけられるものである。

そこで、まずはその続きをみていくことが、本稿の主な課題となるが、その前に、許崇徳『中華人民共和国憲法史』の「第13章 1975年憲法誕生の経過」の「第1節 1954年憲法の実施状況」²⁾という箇所などによりな

* 所員・中央大学法学部教授

- 1) 通山昭治「建国初期中国憲法制定史についての覚書」(『現代中国法の発展と変容』, 西村幸次郎先生古稀記念論文集, 2013年7月, 成文堂, 第5章所収, 129-162頁)。
- 2) 許崇徳著『中華人民共和国憲法史』(2005年5月第二版, 福建人民出版社) 下巻(以下『憲法史』下と略称する), 257-291頁, 257-265頁。

がら、拙稿で垣間見た1954年憲法（106カ条）制定後のその実施状況について消極面を中心にあらためて確認しておこう。

早速それによれば、1958年8月に北戴河で開催された協作区主任会議で毛沢東が行った講話（以下、「毛講話」という）がなによりも重要であろう。というのもこの「毛講話」は、まさにいわゆる「中国型社会主義」の起点とみられる1958年からの「大躍進」政策がらみのものであるからである。そこで「毛沢東はつぎのように語った」とされる。すなわち、「公安・法院も作風の整頓を行っており、法律というこんなものもないとだめだ」が、「法律によって多数の者を治めることはでき」ず、「民法・刑法のあんなに多くの条文をだれが暗記できるのか。憲法は私が参加して制定したのだが、私も暗記できない。われわれの各種の規則制度の大多数、90%は部局が作ったものだ。われわれは基本的にそれらによらず、主として決議により、会議を開き、1年に4回やり、民法・刑法によらずに秩序を維持する。人民代表大会・國務院が会議を開くにはかれらのその一式があり、われわれはやはりわれわれのその一式による」と。ここで続けて、劉少奇が「結局法治かそれとも人治か」と提起することになるのだが³⁾。

「暗記できる」か「暗記できない」かはさておき、「民法・刑法」はまだ草案段階にとどまるとはいえ、この「毛講話」はいわゆる「法治」にたいする「人治」、ひいては「党治」の自己主張にほかならず、1958年以降いわば「中国型社会主義の極み」である1966年からの「文化大革命」につながるひとつの通底的な流れのさきがけともいえる。なお、毛が当時「法律によって多数の者を治めること」に懐疑的であった点は示唆的であろう。ちなみに本稿では、そのときどきの「最高指導者」とその象徴的な地位にちなんで、1954年憲法をあえて「毛（国家）主席の憲法」とよぶことにしたい。

一方、韓大元「新中国憲政システムの基礎固め—1954年憲法」という一文の「4. 1954年憲法の運用過程」がつぎに参考になる。早速その3つの

3) 同上、264頁。

段階のうち、問題の反「右派」闘争以降の「第2段階（1957-1965年）」がまず重要であろう。そこでは、「公民の基本的権利が深刻な破壊に遭遇し」、「人民代表大会制度の運用が憲法の手続から離脱し」、ついでさきの「中国型社会主義の極み」としての「文化大革命」期にあたる「第3段階（1966-1975年）」では、「憲法は現実の生活のなかで規範力を失ってしまい、その規律の役割を發揮するすべがなく、基本的に実施されなくなった」とされている⁴⁾。

これは1956年9月の党の第8回全国代表大会開催後、1957年ごろまでにおいて社会主義改造の基本的完了による「社会主義への過渡期」の憲法としての主な役割を終えたのちも当時において全面的に改正されることのないままの1954年憲法の漸次的な「無力化」（空洞化）にほかならない。つまり、たとえば、1958年からの人民公社の登場などに象徴されるような憲法改正にあたる問題についても、全国人民代表大会による憲法の一部「改正」というよりも、その該当部分が部分的に「実施されなくなった」というのが1954年憲法の当時における宿命であったといえる。

また、「5. 1954年憲法の歴史的局限性と新中国憲政の発展にたいする影響」という箇所によれば、その「歴史的局限性」が型どおり指摘されている。そこでは、1954年憲法の①理念・②内容の局限性に続いて、③「憲法の実施が有効な制度上の保障を欠いた」点に言及したうえで、④「憲法と執政党の執政マインドの乖離」が問題とされている⁵⁾。

これは、さきに劉が提起したいわゆる「法治」と「人治」の問題にほかならないが、より具体的には、憲法の実施の監督や憲法と党の関係（「憲治」か「党治」か）という問題でもある。それはまた、1954年憲法に部分

4) 韓大元「新中国憲政体制的奠基：1954年憲法」（韓大元主編『新中国憲法發展60年』、2009年9月、広東省出版集団・広東人民出版社、第2章所収、以下『憲法60年』と略称する、34-96頁、79-90頁。

5) 同上、90-96頁、91-93頁。なお、④では、「毛沢東などの指導者」による人治や「憲法『道具主義』思想」による「憲法が確定した原則」にたいする破壊についての言及もなされている（92-93頁）。

的に反映された旧ソ連式の社会主義改造とその後のいわゆる「中国式」(中国型)のやり方との異同という問題でもある。

とくに、後者の党の問題にかんしては韓によれば、「1954年憲法の起草作業は、党の直接の指導のもとで行われたものであり、中共中央政治局は憲法起草作業の総体的な組織者および調整者であり」、「実際に、1954年憲法の制定後」、「中国の憲法慣例、すなわち中共中央が憲法草案を提出」することなどが定まったわけである⁶⁾。

中共中央による憲法草案の提出が「中国の憲法慣例」かどうかはさておき、この「中共中央政治局」主導という点は、1982年憲法についても、基本的に該当するわけだが、とくに1970年「憲法改正草案」を含め、本稿で主に取り上げる1975年憲法(30カ条)および1978年憲法(60カ条)の起草過程において際立って顕著となる。

さらに韓の上記の指摘を補強する意味でも、浅井敦「政治と法—憲法を中心として—」という一文が本稿との関連でとりわけ重要である⁷⁾。

とくに、そこでの「2 54年憲法の運命」が示唆的であろう。つまり、ここではよりはっきりと、「すでに、『規範としての憲法』と『事実としての憲法』との間に甚だしい乖離が生じて、成文憲法典と実定憲法秩序との間に大きな食い違いが顕在化してきているにもかかわらず、54年憲法の規定する憲法保障の制度はついに機能しなかった」のは、「54年憲法の最高法規的性格の弱さというにとどまらず、「実に中華人民共和国そのものが、国家にたいする党の優位、および法律に拘束されないプロレタリアート独裁権力という考え方にもとづいて構築されてきた国家であり、憲法規範の脆弱さは、かかる国家理論の所産であった」とする⁸⁾。

こうした点はとりわけ毛沢東が国家主席を退いて党主席に「専念」する

6) 同上、92頁。

7) 浅井敦「政治と法—憲法を中心として—」(岩波講座現代中国第1巻『現代中国の政治世界』、1989年9月、岩波書店、第Ⅶ章所収、249-277頁、以下「政治と法」と略称する)。

8) 同上、254-257頁。

ようになって顕著になるのだが、韓のいう「有効な制度上の保障」の欠如にくわえて、「54年憲法の最高法規的性格の弱さ」と「国家にたいする党の優位」や「法律に拘束されないプロレタリアート独裁権力」との関連についてもここで適切な言及がなされている。なお、これらの点がもっとも「率直かつ正直に」表れたのが本論でみていく1975年憲法および1978年憲法であった。こうした点をあらためて確認することが本稿のささやかな目的のひとつでもある。

なお、野村浩一「第1巻の主題と内容について」という一文では、浅井の「章で示されているように、憲法の改正が、つねに共産党規約の改正とほぼ前後して行なわれてきたこと」が的確に指摘されている⁹⁾。つまり、1954年憲法だけは1956年の党規約の改正に先行して制定され、本論でみるようにその後はその1・2年後の1975年と1978年にそれぞれ全国人民代表大会による憲法の全面改正が行われたわけだが、この点も韓が指摘する「中共中央政治局」主導の憲法改正に由来するものであろう。なお他方で当時の「中国共産党規約」についても本論で一定程度留意しておかねばなるまい。

2 1970年「憲法改正草案」について

というもさきの野村の指摘するとおり、1969年4月の党の第9回全国代表大会（九大）による党規約の改正の翌年にいわゆる1970年「憲法改正草案」が1954年憲法の全面的な「改正」草案として存在していたからである。

たとえば、『憲法史』下の「第13章 1975年憲法の生誕の経過」の「第2節 憲法改正作業は1970年に起動する」の「一 憲法小組の成立と中央工作会議の招集開催」という箇所によれば、その経緯はおおよそこうなる。つまり、1970年「3月8日、毛沢東は第4期全国人民代表大会を招集開催し、そして中華人民共和国憲法を改正する意見を提出し」、さらに

9) 野村浩一「第1巻の主題と内容について」（同上）、vii-x頁、ix頁。

「国家システムを変更し、国家主席を置かないという提案を提出した」というのがそのはじまりである。そして、「3月9日、中央政治局は毛沢東の意見に従い、憲法を改正する準備作業を開始し」、「中共中央は康生・張春橋・呉法憲・李作鵬・紀登奎によって構成された憲法作業小組を成立させた」とされる。なお、「3月16日、中央政治局は憲法を改正する指導思想および憲法改正における若干の原則的な問題について」毛の承認をえたという¹⁰⁾。

ここでは、明らかに毛主導による中央政治局のそれへの関与や康生をはじめとし張春橋らからなる「憲法作業小組」の成立などがみられる。したがって、それは誰のイニシアチブからでたものかといえ、ここでもそのときの「最高指導者」とその象徴的な地位にちなんで、いわば「毛(党)主席の憲法」(改正草案)といえるものであった。つまり、ここに「毛(国家)主席の憲法」からの大きな「転換」(断絶)がみてとれる。

ついで、「二 党中央は作業計画を制定する」という箇所では、「1970年7月12日、中央は(毛沢東主席に報告して承認をへた)党の9期2中総会および4期人大の招集開催を準備する作業計画を制定した」という。しかしながらその後、いわゆる陳伯達批判運動や林彪事件をへるなかで、「4期人大の招集開催は、予定された計画とくらべて4年と4ヵ月の間先送りされた」とする¹¹⁾。

この「4年と4ヵ月」のギャップの存在そのものが「異例中の異例」というほかに、良かれ悪しかれ1975年憲法の制定公布後3年あまりでそれは毛沢東の死もあって、1978年憲法に取って代われ、さらにそれから4

10) 『憲法史』下、265-270頁。なお、それを受けて、1970年「3月17日から24日まで、中央は政治局員、各省・市・自治区革命委員会核心小組責任者および人民解放軍各軍区・各総部・各兵種責任者が参加する工作会議を招集開催し、103名からなる「会議は北京で挙行され、周恩来が主宰し」、そこで「4期人大代表の選挙作業を配置し、そして憲法の改正について初歩的な意見が提出された」という(266-268頁)。

11) 同上、268-270頁。

年9ヵ月後には現行の1982年憲法の制定公布へとつながっていく一因ともなった。なお、本稿ではこれら3つの憲法の一定の「連続性」とともに、それらの「断絶」面にも着目していくことになる。

ちなみに、「第3節 1970年中央改憲起草委員会会議」によると、当時長らく國務院総理を務めていた周恩来の主宰のもと、1970年の①7月17日、②7月20日、③7月22日、④8月22日の4回、中央憲法改正起草委員会（全体）会議が開催された。そこでの議論のごく一部を垣間見ると、とくに、「8月22日の憲法改正稿にたいする討論」が注目される。すなわち、第3番目の「国家機構部分」において、「第16条。人民代表大会の問題について、『人民代表大会は国家の立法権を行使する』という文言を削除した。陳伯達はこの問題をとくに提起した。立法権の主要なものはやはり共産党にある。今日は主席も話したが、共産党、國務院はともに立法を行うので、単独でこの文言を書くと、おそらく実際には合わない。それゆえその文言を書かないことにした」とされている¹²⁾。

この陳の発言は1975年憲法（ひいては1978年憲法）に反映されたわけだが、これは、いわば「党法」と「国法」の問題であり、劉少奇なきあとの「周恩来の主宰のもと」ではあれ、陳による「人治」を助長する「党政不分」「党政合一」による「党法」の問題提起そのものにほかならない。つまり、憲法改正の権限をも有する全国人大が当時において開催されず、立法権などを行使できないでいる状況を追認しつつ、周恩来が主管する國務院と中共中央の連合発布などの形式がここで想定されているのである。なお、これも前述の「毛講話」の延長線上に位置づけられる発言であろうが、毛への忠誠心にとんだこうした発言を行った陳もその後失脚をまぬがれなかった。

ここに垣間見られるかぎりからしても、本節の前項で指摘された1954年

12) 同上、270-282頁。なお「人民法院は不要になった」とし、「公安機関と合併し」、「司法・検察・公安を統一」する提議や法院を「國務院のひとつの構成部分とする」提議なども出されたとする（277-278頁）。ちなみに、1975年憲法では、人民檢察院の廃止が追認された。

憲法の局限性などについてほとんど省みられなかったばかりか、韓のいうとおりさらに「無力化」し、かえってそうした方向性とは真逆の方向(1954年憲法の実施状況における種々の積極面の否定)へと「後退」していくことになる。それはまさしく、「法治」よりも「人治」、ひいては「党治」であった。

なお補足的に、ふたたび浅井敦の『中国の政治体制』という当時の報告書をここであえて取り上げておきたいと考える。早速それによれば、「第1章 中国憲法の現状と問題点」の「第1節 中国憲法の現段階」はつぎのようであった。すなわち党の第9期中央委員会第2回総会が、「第4期全国人民代表大会の開催を」、「1965年1月、第3期全国人民代表大会第1回会議の選出した」「全国人民代表大会常務委員会に」たいして「提案したのは、共産党の指導の発動である」という。というのも、「1969年4月の中国共産党規約は、政治指導における『党政一元』を明確に打ち出して、国家権力機関はすべて党の指導を受けなければならないことを明記している(党規約5条5項)」からでもあるときわめて斬新な解説が行われている¹³⁾。

これはまさに「党政一元」化のもとでの「共産党の指導の発動」説といえる。しかも、当時すでにこの「中国共産党規約」と一体化した1970年「憲法改正草案」自体はほぼ作成済みでもあった。

また、「第2節 中国憲法論と文化大革命」では、いわゆる劉少奇批判が続く。つまり、「当時、文化大革命の大批判の波」の「中で、憲法問題について、ひとつ次のような事実が指摘された。それは、劉少奇が、まだ全国人民代表大会常務委員会委員長在任中に、憲法の改正をくわだてたことがある、という指摘である」とされる。この「問題の憲法改正のくわだては、1957年2月に行なわれてい」て、「そのときの改正案の具体的な内容の1つは、国家主席の再選問題に関するものであった。すなわちそれは、国家主席に同一人物が2期(8年)をこえて就任することを禁止する

13) 浅井敦による調査作成の『中国の政治体制—機構と運営—』(東京都議会調査会局調査部、1972年11月)、1-20頁、1-9頁。

もので、憲法第39条2項を、『中華人民共和国主席の任期は4年とする。ただし再選されたときは1回に限り再任することができる』というように改めようとするものであった¹⁴⁾。

こうした劉の改正の試み自体は「法治」の観点からすれば、まさしく1954年憲法の文字どおりの改正に値するものであろうが、これを当時毛沢東が就任していた国家主席のいわば後継問題とからめてみると、きわめて微妙となる。つまり、次期の国家主席には劉少奇がつくことになったがゆえに、かれの就任後の提案であったならば、こういう批判はまぬがれたかもしれない。しかし、その後反「右派」闘争が展開され、いわゆる「大躍進」期や経済「調整」期の曲折をへて、最終的には「文化大革命」を迎えることになり、この指導的幹部の終身制をたつための原則3選禁止への改正は1982年憲法の制定を待たねばならない。

ちなみにここで序での野村の指摘にもそいつつ、林彪の「中国共産党第9回全国代表大会における報告」(1969年4月1日)¹⁵⁾についてもあえてふれておこう。

それは「張春橋等の者によって構成された起草小組によって起草されたものであり」、「1971年の『9・13』事件後、当時の中共中央は依然としてこの報告を肯定した」という¹⁶⁾。

ここでのちにみる1975年憲法改正報告を行う張春橋の名がみられる点には注意を要しよう。つまり、1969年4月の林彪九大報告と(1970年に成立した「憲法作業小組」以来関与してきた)張の1975年1月の憲法改正報告との「連続性」がここに示唆されている。それはすなわち、1969年と1973年の党規約、1970年「憲法改正草案」と1975年憲法、それぞれの一部を除いたそれらの「連続性」の存在がここに示唆されていると考えられる。

14) 同上、9-20頁、9-10頁。

15) 林彪「在中國共産党第九次全國代表大會上的報告」(1969年4月1日)(有林・鄭新立・王瑞璞主編『中華人民共和國國史通鑑』第3卷(1966-1976), 1993年12月, 紅旗出版社, 757-767頁, 以下『通鑑』3と略称する)。

16) 同上、757頁の注①。

早速その邦訳によれば、「党の第9回全国代表大会の重要な議事日程のひとつに、党規約の改正があり」、「中央はすでに党規約草案を大会の討論にかけた」としたうえで、「この草案は、全党と全国の革命的大衆がともに参加して起草したものである」という。つまり、「1967年11月、毛主席が党の基層組織の党規約改正への参加を提起していらい、中央は数千にのぼる草案をうけとり」、「党の第8期中央委員会第12回拡大総会をこれを基礎に党規約草案を作成したのち、全党、全軍、全国の広範な革命的大衆は、いま一度、熱烈で真剣な討論をおこなった」とされる¹⁷⁾。

なお、毛による提起を受けて集まった「数千にのぼる草案」の内実やそれを受け取ったとされる「党の第8期中央委員会第12回拡大総会」(後掲の12中全会)そのものの正統性こそが問題であろうが、憲法「改正」史という本稿の視角からみれば、憲法の「改正」よりも、むしろ党規約の改正において「熱烈で真剣な討論」がなされているようにみえる点にも注意を要しよう。言い換えれば、ここで広義の憲法の「改正」(草案の作成やのちの憲法の部分改正案の制定などを含む)に先行する「党規約の改正」という今日にも一脈通じるとも考えられる基本的な流れがすでに確認できる点はきわめて示唆的であろう。

他方、ここで「文化大革命」の内実にも少しふれておきたい。たとえば、国分良成「中国の社会主義と文化大革命」という一文によれば、「文革の本質と起源」について、①「毛沢東思想発揚のいわば極みとしての文革」、②「権力闘争説」などが列挙されている¹⁸⁾。

17) 林彪「中国共産党第9回全国代表大会における報告」(1969年4月1日報告、4月14日に採択)(東方書店出版部編『中国プロレタリア文化大革命資料集成』第1巻、1970年12月、東方書店)、11-43頁、31-35頁。

一方、総綱と12カ条からなる1969年の「中国共産党規約」(中国共産党第9次全国代表大会、1969年4月14日通過)(『通鑑』3、420-422頁)によれば、「第1章 総綱」で、「毛沢東思想」や「毛沢東同志」が続き、「林彪同志」が登場し、「毛沢東同志の親密な戦友および後継者」と指名され、さらに、「社会主義社会はかなり長いひとつの歴史段階である」と続いていく(420頁)。

18) 国分良成「中国の社会主義と文化大革命」(岩波講座 東アジア近現代通史

ついで、「文革発動から9全大会まで」という箇所では、「1968年10月、革命委員会が全国に成立したことを受けて」、ここで「党規約草案」の作成にかかわることになる党の「第8期12中全会が開催された」が、「しかし多くの党中央委員と候補委員が文革の嵐のなかで批判を受けていて出席できず、実際には全国の革命委員会からこうした委員以外が多く参加した『拡大会議』であり、「1969年4月、中国共産党9全大会が開催され」、林彪は「新たに採択された党規約では毛沢東の後継者であることが公式に規定され」、「中央委員と候補委員のうち、約45%が軍人に占められるほどに人民解放軍の立場が突出し」、「これがその後の林彪事件の伏線とな」ったという¹⁹⁾。

ここには党規約の改正手続の問題性にくわえて、革命委員会の登場に象徴される1970年「憲法改正草案」に凝縮された軍や党などの突出という問題がすでに顕在化していたといえる。また、その正統性はどこに求めたらよいのか。おそらくそれは少なくとも後継者であるはずの林彪なきあとにおいては、「毛（党）主席」そのものに依拠せざるをえなくなり、その意味で1975年憲法はやはり「毛（党）主席の憲法」であった。

さて、つぎに節をあらためて、本題である1975年憲法の「特徴」（問題群）の整理に移ろう。そこでは、まずわが国における議論について一瞥したうえで、中国における検討状況についてみてゆきたいと考える。

I 1975年憲法の「特徴」について

1 わが国におけるその「特徴」の整理について

(1) まさしく1975年憲法は法律学というよりもとりわけ政治学の格好の研究対象としてふさわしいものであったのだが、徳田教之の当時の『毛沢東主義の政治力学』所収の「第13章 新憲法と毛沢東の指導権」という箇

第8巻『ベトナム戦争の時代 1960-1975年』, 2011年6月, 岩波書店), 218-241頁, 223-228頁。

19) 同上, 228-232頁, 232頁。

所が1975年憲法の位置づけを総体的に行っているのを最初にみておこう。早速それによれば、まず1975年憲法についてこうのべている。すなわち、1975年1月の第4期全国人大「で採択された新憲法は、『毛沢東思想の憲法』だといってもよ」く、「例外的な『毛思想の憲法』」「が、毛沢東の中国共産党主席としてもつ政治・軍事・イデオロギーの上での絶対的ともいえる権力を、法律的に国家の制度の中に注入した」とされ、「『プロレタリア階級独裁』国家におけるいわゆる党の一元化指導の貫徹を、憲法の中に明記」していることに言及している²⁰⁾点は示唆的であろう。

ここでの徳田の指摘を参考にして、1975年憲法の「特徴」(問題群)そのものを大雑把に分けてさしあたり以下の2点(IとII)に整理することが可能であると考える。

つまりIとしては、1975年憲法はなによりも①「毛沢東思想の憲法」であり、1972年の朝鮮憲法とともに、その民族特有の個別の思想にまで言及している点で「社会主義型憲法の例外」という位置づけである。ただし一方でまた、それは「プロレタリア独裁」かつ「党の一元化指導」の憲法でもあるといってよく、いわば「中国型社会主義の極みとしての憲法」ともいえる。そして少し矮小化していえば、「文革」当時は「毛沢東思想」自体が一面で「毛沢東語録」化してしまっていたことから、それを「毛沢東語録の憲法」、さらにはいわゆる「全面独裁の憲法」ということも可能であろう。

またIにかかわって徳田によると、②「張春橋は『憲法改正についての報告』の中で、特に、28条の公民が『ストライキの自由をもつ』という社会主義憲法としても異例な項目は、『毛主席の提案にもとづいて』加えられたものだとのべているが、これなども、毛沢東色の強い憲法的一面を、

20) 徳田教之著『毛沢東主義の政治力学』(1977年4月、慶応通信、以下『毛力学』と略称する)、301-319頁、302頁、304-307頁。ちなみに、「1936年のスターリン憲法」とは異なり、「中国の新憲法は、社会主義型憲法としては、チュチェ思想をもちこんだ北朝鮮の憲法とともに例外的であるといえる」とされている(305頁)。

あらわしている」とする。いずれにせよ、Ⅱとして、③「中国の新憲法は、国家権力の事実上の所在がどこにあるのか、社会主義政治のメカニズムの実体は何かを、素直に法律的に表現した正直な憲法である」とその率直性が語られている²¹⁾。

この点でも「社会主義型憲法の例外」であり、かつのちにみるいわゆる「ブルジョア的権利の制限」を主な特徴とする「中国型社会主義の（極みとしての）憲法」であり、1954年憲法の「鬼子」でもあるが、1975年憲法をいわば「毛（党）主席の憲法」と位置づけるうえでの主な「特徴」であろう。

Ⅱにかかわる③の「国家権力の事実上の所在」や「社会主義政治のメカニズムの実体」を「率直に法律的に表現した正直な憲法」という1975年憲法の「特徴」ともかかわって、④「政府と執政党の合一という権力の実態を反映したこの新憲法は」、「中国共産党の党規約の基本的理念といくつかの原則を、大幅に導入することになってい」て、「ここでは憲法と党規約との合一がみられる」ところに、「社会主義の政治としてみても、何か中国政治の異常さが感じられる」としている。さらに徳田によれば、「1969年の中共九全大会と73年十全大会の党規約と、新憲法を対照させると、毛沢東に対する過度の個人崇拜と林彪を称賛している部分を除いて、2つの党規約の総綱の主要部分が、憲法前文に移されているのがわかる」とする²²⁾。

21) 同上、306頁。

22) 同上、307頁。ちなみに、1969年の党規約総綱同様、12カ条からなる1973年の「中国共産党章程」（中国共産党第10回全国代表大会、1973年8月28日採択）（『通鑑』3、430-432頁）についての内容の紹介は省略するが、王洪文「〔附〕關於修改党章程的報告」（1973年8月24日在中国共産党第十次全国代表大会上報告）（『通鑑』3、432-434頁）によれば、1973「年の5月に招集開催された中央工作会議で九大の党規約の改正問題を討論した」が、「会議の後、各省・市・自治区党委員会、各大軍区党委員会および中央直屬組織の党組織はいずれも、党規約改正小組を成立させ、党内外の大衆の意見を広範に聴取し、中央にたいして41部の改正稿を正式に寄せ」たと同時に、「各地の党内外の大衆がさ

ここには九大と十大との一定の「連続性」が存在するが、この点は形式・手続面における「毛(党)主席」をはじめとする中央政治局などの「憲法改正」にたいする全面的な関与ともつながっていく問題であろう。

くり返していえば、それは④の「政府と執政党の合一という権力の実態を反映した」「憲法と党規約との合一」という(③の)「率直かつ正直な憲法」という位置づけであり、(④の)「中国政治の異常さが感じられる」憲法でもあり、つまり、憲法の党規約化であり、いわば「党(規約)憲(法)体制」とでもいうべきものであった。

そして徳田によれば、⑤「1960年代の中頃から、中国では7億人民の毛沢東化などを目標とする政治教育運動が始められていたが、こういう新憲法の性質からみると、中国の国民は、毛沢東思想との関係でいえば、中国共産党員と同じような義務を、課せられたことになり、⑥「一種の遺言状のような『毛沢東思想の憲法』が制定された」という²³⁾。

またⅡを受けて、全「中国の国民」、より正確には全「中国の人民」の「中国共産党員」化が想定されるとすれば、「党規約」と「憲法」との合一傾向はある意味で当然の成り行きであろう。ここに、党規約の憲法化の実質的な意味があり、のちに注30)でみるように、⑤にもかかわって、1975年憲法が「公民の権利よりも義務が優先する憲法」ともなっている最大の理由のひとつがあるといえる。

さらに⑥の「一種の遺言状のような『毛沢東思想の憲法』」という位置づけにかかわって、そのもっとも「遺言状」にふさわしい1970年「憲法改正草案」において毛沢東の後継者として明記された毛の「相続人」である

らに多くの改正意見を直接郵送してきた」とする。そして、「改正草案の総綱部分では、われわれの党の性質、指導思想、基本綱領、基本路線などの九大党規約の規定が保留され、構成と内容を若干調整した」だけであり、「条文部分の改正は多くな」く、「全体の字数はおおよそ減らし」たが、「九大の党規約の総綱のなかの林彪にかんする文言は、今回全部削除した」(432頁)という。なお、ここでは、「数千」とはならず、「41部の改正稿」と「さらに多くの改正意見」にとどまっている。

23) 『毛力学』, 307頁。

はずの林彪が1971年9月の林彪事件で死亡したことで、そこを削除した1975年憲法そのものはほぼ4年半遅れで「ようやく日の目をみた憲法」でもあった。なお次節でみるように、毛の死後、それが1978年憲法によって3年あまりで取って代わられたのも理由なしとはいえない。

要するに徳田の指摘などを参考にすれば、1975年憲法の「特徴」（問題群）は、「毛沢東色の強い」「毛沢東思想（の遺言状として）の憲法」（①と②と⑥）であり、「党規約の憲法化」、あるいは「憲法の党規約化」ともいえる「党規約と憲法の合一化」（さきの「党憲体制」化）された「党政合一」の「率直かつ正直な憲法」であり（③と④）、そこに（「公民の権利よりも義務が優先」し）「中国政治の異常さが感じられる」いわば「全面独裁の憲法」（①と④と⑤）であったといえる。

（2） ついで、ソビエト法研究者の稲子恒夫の『現代中国の法と政治』という当時の著書によれば、「第8章 文革後の法」と「第9章 新憲法とその危機」が九大と十大の比較等でそれぞれ参考になる。まず前者では、1973年8月下旬の「党第10回全国代表大会は」、「公表された文献からみても非常に複雑であった」という。たとえば、①「十全大会における周恩来の報告は、九全大会での林彪報告と非常にちがった内容をもっていた」とともに、②王洪文の「党規約改正にかんする報告」も「周恩来報告と対照的であった」とされる。ついで後者では、まず4期全国人大1回会議「での張春橋の『憲法改正にかんする報告』」「と周恩来の『政府活動報告』」の内容はくいちがっており、このことは大会で、中国共産党指導部のなかの意見の調整がよくおこなわれなかったことをものがたっている」とする²⁴⁾。

当時すでに存在していたこれらの分岐が周恩来や毛沢東死後の1975年憲法の改正（1978年憲法）や鄧小平の主導のもとでの現行の1982年憲法の制定へとつながっていくわけだが、党規約改正報告のみならず、憲法改正報告とも、当時の周恩来報告と「対照的であった」という指摘はきわめて示

24) 稲子恒夫『現代中国の法と政治』（1975年10月、日中出版）、205-234頁、235-253頁。

峻的であろう。

つぎに稲子がとくに、1975年「3月はじめの『紅旗』第3号にのった姚文元の『林彪反党集団の社会的基礎について』」という箇所において、「姚文元が『ブルジョア的権利の制限』の根拠としてあげている」「レーニンの『国家と革命』のなかの「命題」の引用の仕方に注目し、姚の「作為」を「省略」と「偽造」のなかにみている点²⁵⁾もみのがせない。

この「ブルジョア的権利の制限」という「中国型社会主義（の極み）」としての基本的な「特徴」にかかわる論点は、つぎの加々見の問題提起につながっていく。早速それらを見ておこう。

(3) さて加々見光行「悲劇としての文化大革命」という一文によれば、ここでの問題の所在は、以下のとおりである。つまり、まず「第1節 中国型社会主義の理念と文革」では、「中国型社会主義に比して、ソ連型社会主義やユーゴ、ポーランドなどの東欧社会主義は、その出現に先立つ歴史的背景において、市場原理に対する敵視をもたらすほどの（半）植民地的従属を経験してこなかった」ので、「中国型ほどには物質刺戟的な市場原理を敵視・抑圧するものとはならなかった」とされる。そして「その出現に先立つ歴史的背景」を引き継いだ中国とソ連東欧の社会主義の異なる歴史的条件にかかわって、「第3節 中国型社会主義における市場原理の敵視の内実」で、「1956年以後の社会主義制度下に存続した市場原理の大略」をふまえたうえで、こうのべている。すなわち、「中国型社会主義は当初からこの労働力市場に焦点を据え、とりわけ『労働に応じた分配』＝物質刺戟制度を敵視し続けた」という²⁶⁾。

まさしくこれは「市場原理の敵視」「物質刺戟制度」の敵視であり、後者は文革期にその極端な徹底化をみたいわゆる「ブルジョア的権利の制限」（実はつぎに取り上げられる「労働に応じた分配」などといった「社

25) 同上, 238-252頁。

26) 加々見光行「悲劇としての文化大革命」（同編『現代中国の挫折—文化大革命の省察—』, 1985年3月, アジア経済出版会, 総論, 3-20頁）, 5-7頁, 11-15頁。

会主義段階」のもの（の制限を事実上含む）という問題でもあろう。これらは一面で「その出現に先立つ歴史的背景」などに規定された当時における生産力の発展状況の差異による「過渡期」論を含むさきの旧ソ連式とのいわゆる「中国式」の差異にかかわる重要な論点のひとつである。

一方で、加々見光行『逆説としての中国革命』という著書によれば、その後の1981年の「第11期6中全会」の「『歴史決議』の特色」という箇所でも、こう指摘している点が重要である。すなわち、「毛評価の矛盾は、つまるところ大躍進前と大躍進後の2つの時期を相互に断絶した不連続なものとして考えすぎるところからきていて、とくに「58年段階で毛派側から既に『労働に応じた分配』をブルジョアの権利として批判する観点が提起されていたにもかかわらず、その指摘はなく、これを文革期以降にはじめて登場した批判であるかのように説明している」という²⁷⁾。

なお、稲子による「毛派」に対する批判はすでにみたが、1957年の反「右派」闘争や1958年からの「大躍進」政策以降のひとつの通底的な流れにもかかわったもっとより根源的な問題の所在をこうした指摘のなかにみるのはあまりに穿った見方であろうか。ここにも一定の「連続性」の存在がはっきりとみてとれる。以上がわが国における議論の一部である。

2 中国における検討状況について

ついで、中国における議論についてみておこう。

まずふたたび、『憲法史』下を取り上げる。その「第4章 1975年憲法の基本的内容」という箇所で、「序言の帽子」がくわわって、1975年憲法の「総体的な構造」を「ひとつの『頭でっかちで細身』の奇怪な形状」とする²⁸⁾。ここでは、1975年憲法は「奇怪な形状」の憲法とされている。

一方、範毅「憲法と現実の衝突—1975年憲法」という一文によれば、「1975年憲法は総体的にいて依然として一部の社会主義的性質の憲法で

27) 加々見光行『逆説としての中国革命—〈反近代〉精神の敗北』（1986年6月、田畑書店）、152-156頁、153-154頁。

28) 『憲法史』下、293頁。

ある」とされている²⁹⁾。

前項では1972年の朝鮮憲法とともに、「社会主義型憲法の例外」という位置づけもなされていたが、ここでは、1975年憲法は「総体的にいて依然として一部の社会主義的性質の憲法」と特徴づけられている点は重要であろう。つまりそれは、「ブルジョアの権利の制限」を事実上ともなう「中国型社会主義の(極みとしての)憲法」であった。

しかしそうはいつでも問題なのが、「1975年憲法の重大な欠陥」であろう。早速それによると、①「形式および構造上」のそれにくわえて、②「憲法改正の指導思想」としての「階級闘争をかなめとし」た「プロレタリアート独裁下の継続革命」論の継承が「重大な欠陥」としてあげられている。一方③「憲法の内容」としては、「生産関係と上部構造領域の革命を通じ」た「社会経済の発展」の実現や「権力システム」における「党の一元化指導を強化し、党政が分かたず、党をもって国家に代え、党をもって政府に代える」点、さらには「社会主義司法原則の若干の基本原則を取り消し」、「公民の権利を制限し」た点などが型どおり問題とされているが、これらの点のほとんどが前項で徳田によって1975年憲法の「特徴」(問題群)としてそれぞれ列挙されていたものでもある。また「1975年憲法の運行と影響」では、「1975年憲法は根本的に実施されな」かったのは、当時は「適法性が軽視され、そして蹂躪された年代」であったがゆえに、「これとセットになる法律が制定されなかった」(というよりも制定できないか、そもそも制定しなかった)からであり、とくに「1975年憲法は秘密裏に採択されたものである」点があらためて強調されている³⁰⁾。

29) 範毅「憲法与現実衝突：1975年憲法」(『憲法60年』、第3章所収、97-133頁)、123頁。

30) 同上、123-132頁。なお、とくに1975年憲法では、公民の権利よりも義務が先に規定されている点が問題にされている(130頁)。ちなみに、「中華人民共和国憲法」(1975年1月17日中華人民共和国第4届全国人民代表大会第1次会议通過)(陳荷夫編『中国憲法類編』、1980年12月、中国社会科学出版社、以下『類編』と略称する、333-343頁)によれば、「第3章 公民の基本的権利および義務」(342-343頁)の箇所はこうなっている。つまり、その第26条では、①

「根本的に実施されな」かったことはかえって「不幸中の幸い」だったかもしれないが、1975年憲法「とセットになる法律が制定されなかった」ばかりではなく、1975年憲法は1954年憲法のもとですでに制定されていた法律をも反古にしかねなかった点にこそ問題があった。

そして、「1975年憲法の影響」としては、「憲法を政治目標を達成し、政党の政策を実現する道具となし」たことがあげられる。すなわち、「中国共産党の政策を実現する道具」としての憲法（つまり、「中国共産党の政策の憲法化」または「党憲体制」化）であり、そうした傾向性ももっとも突出したのが1975年憲法であったことには異論はなかり。なお、「後の改憲に対する影響」としては「改憲形式上の影響」のみにふれておくと、こうなる。すなわち、「改憲提案の提出から起草および改正まで、毛沢東の具体的な指示にもとづき、政治局常務委員の討論によって決定されたものであり」、「4期人大は手続を履行しただけであり」、「これが1978年の憲法改正のさいに」、「すべての政治局委員によって改憲委員会を組織し、秘密裏に改正することをもたらした」とされる。「同時に、これにより中共中央がまずはじめに改憲提案を提出する憲法慣例が作り出された」という³¹⁾。少なくともそれは1978年憲法の前例となってしまったのである。

ここでも「憲法慣例」かどうかはさておき、まさにこのいわば「毛（党）主席の憲法」は前述の韓の「中共中央政治局」主導によるものであり、浅井の「共産党の指導の発動」によるものでもあった。

さらに、『憲法史』下の「第13章 1975年憲法の生誕の経過」の「第5節 1975年憲法は4期人大の採択をへる」の「一 第4期全国人民代表大

「公民の基本的権利および義務は、中国共産党の指導（原文は「領導」一引用者）を擁護し、社会主義制度を擁護し、中華人民共和国の憲法および法律に服従することであり、②「祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、一人ひとりの公民の崇高な職責であり」、「法律に従い兵役に服することは、公民の光栄ある義務である」と定めていて（342頁）、第27条から第29条までの権利規定があとにきている（342-343頁）。

31) 『憲法60年』、132-133頁。

会が招集開催される」という箇所では、その経緯についてさらに補足的につきのような説明がなされている。つまり、1973年8月下旬に「中共第10回全国代表大会が北京で挙行政され」、情勢を安定化させるために、中共中央は9月に4期人大を招集開催し、そして憲法を改正する問題を再度提起した。憲法改正草案はすでに1970年9月に中共9期2中総会で基本的に採択されているがゆえに、あらたに起草する必要がなく、また憲法改正委員会を成立させる必要もなく、ただ張春橋が責任をおって憲法草案稿の修正と憲法草案報告の起草の事務を分担させたにすぎなかった³²⁾。

ここで明らかなように、張春橋が1975年の憲法「改正」についての総括責任者であったわけで、稲子が前項で指摘した周恩来の政府活動報告との違いは当時においてもおのずから明らかであった。

もとより、「人治」に対する「法治」やさきの「毛(国家)主席の憲法」である1954年憲法の観点からみれば、1954年憲法の106カ条から30カ条への憲法の「改正」(1975年憲法)はそもそも「改悪」以外のなものでもないといえる。したがって、本稿の表題の「改正」にはカギ括弧が付されている。

3 張春橋報告について

さてつぎに、張春橋「憲法改正的にかんする報告」(1975年1月13日)³³⁾そのものを直接ごく簡単にみておこう。

早速それによれば、前述の「4年と4ヶ月の時間」をへたことにもより、「1954年憲法は、中国の第1番目の社会主義類型の憲法であり」、「20年間の実践が物語るように、この憲法は正しいものであり」、「その基本原則は今日依然として適用されている」が、「その一部の内容は今日すでに適用しなくなった」とし、「いま提出するこの改正草案は、1954年憲

32) 『憲法史』下、257-291頁、289-291頁。

33) 張春橋「關於修改憲法的報告」(1975年1月13日在中華人民共和國第四屆全國人民代表大會第一次會議上報告、1月17日通過、以下「張報告」と略称する)、『類編』、344-354頁)。

法の継承と発展である」とされている³⁴⁾。

1957年の反「右派」闘争や1958年の「大躍進」政策の実施以来、明らかに大きな「断絶」が存在するにもかかわらず、ここでも「中国の第1番目の社会主義類型の憲法」として「20年間の実践」により「正しいもの」とされる「1954年憲法」「の継承と発展」という位置づけが型どおりなされている点には若干の「違和感」を抱くことを禁じえないのは筆者のみであろうか。いずれにせよ、この点は今日においても社会主義改造の起点と終点などをめぐって過渡期論の問題ともかかわって、「社会主義への過渡期」の憲法であったはずの1954年憲法の位置づけにもかかわるきわめて微妙な問題でもある。

ともかくここでは、張によりながら、「重要な改正」のうち、以下の4点にふれておこう。つまりまず、①「中国共産党は全中国人民の指導的核心であり」、「マルクス主義・レーニン主義・毛沢東思想はわが国の指導思想の理論的基礎であり」、「全国人民代表大会は中国共産党の指導のもとにおける最高国家権力機関であり」、「中国共産党中央委員会主席は全国の武装力を統率する」などの「これらの規定は、かならず国家機構にたいする党の一元化指導を強化するのに有利である」とする³⁵⁾。

くり返していえば、ここでは憲法のなかに中国共産党や党主席の当時の位置づけが「率直かつ正直に」宣言されているわけである。

ついで、②「中華人民共和国は労働者階級が指導する労農同盟を基礎としたプロレタリアート独裁の社会主義国家である」とした点であり、そして、③「プロレタリアート独裁は、一面で敵に対する独裁であり、他面で人民内部において民主集中制を実施する」としつつ、前々項で徳田も指摘

34) 同上、344頁、346頁。

35) 同上、346頁。ちなみに、「中華人民共和国憲法」(1975年1月17日中華人民共和国第4届全国人民代表大会第1次会議通過)(『類編』、333-343頁)によれば、その第17条の「全国人民代表大会の職権」のなかに、「中国共産党中央委員会の提議にもとづき、國務院総理および國務院の構成要員を任免」という文言が定められている(340頁)。

していたように、いわゆる「4大自由」や「毛主席の提案」によるとされる「ストライキの自由」が規定されている³⁶⁾。

さらに、④「1954年憲法が提起した生産手段の所有制の面での社会主義改造の任務はすでに基本的に完成された」という³⁷⁾。

ここには、1978年憲法とともに、②の「プロレタリアート独裁の社会主義国家」という国家の性格規定が明示されている点に特徴があり、④は今日のいわゆる「社会主義の初級段階」論の問題でもあるわけであるが、この点も1975年憲法を「社会主義型憲法の例外」でありながら、1954年憲法の「継承」とかろうじていえる点であるが、今日からみて「発展」といえるかについては大いに疑問が残る。以上が「張報告」の紹介である。

II 1978年憲法の「特徴」について

1 改憲過程の「特異性」とその主な内容

つぎに、1976年に周恩来、そして毛沢東とあいついで死去し、いわゆる「四人組」が逮捕されてはじめてうごき出したという感がつよい1975年憲法の改正過程をごく簡単にみておこう。

『憲法史』下の「第15章 1978年憲法の生誕」の「第2節 中共中央が憲法修正草案を起草制定する」の「一 中華人民共和国憲法改正委員会」という箇所によれば、こうなる。すなわち、「1978年憲法の起草はべつに全国人民代表大会によって決定された専門機構を特別に組織設置せずに、かえって中共中央政治局が中華人民共和国憲法改正委員会の役目を担当することとなり、「1977年8月に中共第11期政治局が組織されたのちから、1978年3月5日に第5期人大で憲法が採択されるときまで、憲法改正に関係のある一切の作業はいずれも中共中央政治局の直接の指導と主宰のもとでくり広げられた」という³⁸⁾。

36) 「張報告」、346頁、347頁。

37) 同上、347頁。

38) 『憲法史』下、313-322頁、316-317頁。なお、『憲法史』下によれば、1977年

また範毅「曲折のなかの発展—1978年憲法」という一文の「二 改憲過程の分析」のI「改憲提案の提出」という箇所によれば、「1977年10月23日に、4期全国人大常務委第4回会議が招集開催され、会議において中共中央を代表して、華国鋒が改正する提案を会議にたいして5期全国人大を招集開催し、そして憲法を改正する提案を正式に提出した」とする³⁹⁾。つまり、約7ヵ月ほどで、30ヵ条の1975年憲法から60ヵ条の1978年憲法に条文数が倍増した形となった。

ちなみに、「改憲提案」のみならず、「改憲草案の提出」もいずれも華国鋒によってそこで行われた点は、1970年「憲法改正草案」作成時の毛沢東を想起させるものであり、「中共中央政治局の直接の指導と主宰」によった1978年憲法はそのときの「最高指導者」とその象徴的な地位にちなんで、いわば「華（党）主席の憲法」といえる。つまり、II「改憲草案の提出」によれば、「中共中央が人大に対して改憲提案を提出する以前に、すでに憲法改正委員会の成立の決定をみずから行った」と同時に、「1978年憲法改正委員会の構成要員」＝「中共中央政治局の構成要員」は「計26名であり、中共中央主席・政治局常務委員の華国鋒が主任を担当し、中共中央副主席・政治局常務委員の葉劍英、鄧小平、李先念、汪東興が副主任を担当し、すべての政治局委員および候補委員がいずれもメンバーである」とされ、この「名簿は完全に中共中央政治局が独自に決定したものである」という。そして、すでに鄧小平の名前がみられる「憲法改正委員会の成立が宣布されたのち、中共中央政治局はまた具体的に改正し起草するひとつのグループを指定し」、「憲法改正草案は中共中央が全国人大にたいし

11月ごろに全国各地で実施された「憲法改正にたいする意見をきく」(316-317頁) 試みでは、とくに日時は特定されていないが、「北京市で組織された改憲意見徴集座談会」には、許崇徳自身も参加したという。その「会議は呉徳が主宰し、あわせて改憲の作業班の一部のメンバーである呉冷西・胡繩」などの「6・7名がその場で直接意見を聴取した」とされている(317頁)。

39) 範毅「曲折中の発展：1978年憲法」(『憲法60年』、第4章所収、134-166頁)、138-143頁、138-139頁。

て改憲の提案を提出する以前にすでに完成し、かつまた憲法改正草案にたいする討論も政治局会議の討論にほかならず、「したがって、1978年の改憲は中共中央政治局が一手に操縦し、直接に指導したものである」という⁴⁰⁾。つまり、1978年憲法も「中共中央政治局が一手に操縦し、直接指導した」(華党主席の)憲法であった。

さらにⅢ「改憲過程の特徴」によれば、(韓によれば、1954年憲法制定時に始まり)1975年憲法と同様に、「1978年の改憲は中共中央に一手に請負われたものであり、改憲の原因と内容を提起したばかりでなく、具体的な改憲条項や具体的な憲法改正草案をも直接提出し、実践のなかで若干の弊害をうみうる」としたうえで、とくに「憲法が規定するところの全国人大の改憲権は中共中央が提出する改憲草案の承認権と理解されることによって、全国人大が改憲の動議権・起草権および審議権を喪失しうる」などといった重要な論点が的確に指摘されている⁴¹⁾。

皮肉なことに、「異形の憲法」として遅ればせながら誕生した「毛(党)主席の憲法」である1975年憲法の改正手続自体が以上のようなことは、いわば当然であった。ここでは、事前に草案の全人民討議をへた1954年憲法や1982年憲法とはやや異なり、全国人大の憲法改正権限はたんなる改憲草案の承認権と化し、「改憲の動議権・起草権および審議権を喪失しうる」という事態が生じたというのであるが、こうした点で1975年憲法と1978年憲法とは「五十歩百歩」であった。

一方で「華(党)主席の憲法」である1978年憲法の「特徴」にかかわっては、「1978年憲法は一部の承前後継の憲法である」という箇所でも型どおりこのべられている。つまり、①「1978年憲法は、1954年憲法が確立し、1975年憲法が堅持した人民民主原則および社会主義原則を継承し」、②「社会主義強国を建設する奮闘目標を明確に規定し」、③「社会主義的民主および社会主義的適法性を回復し、そして強化するために、若干の具

40) 同上、139-142頁。

41) 同上、142-143頁。

体的措置を規定し」、④「公民の基本的権利の規定について継承するとともに、拡充した」などとされる⁴²⁾。

以上から少なくとも「1954年憲法が確立し」た人民代表大会制度を約10年間「休眠」させたはずの「文化大革命」の終息期に久しぶりに全国人大を開催して「承認権」のみを行使して制定された「1975年憲法が堅持した人民民主原則および社会主義原則を継承し」た1978年憲法についても、全国人大が「承認権」だけを行使したわけであるが、1978年憲法そのものは、いわば「中継ぎの憲法」と位置づけることができ、1975年憲法とに明確な一定の「連続性」をみてとれる。そこで、1982年現行憲法の位置づけを含め、その全体における順番を内容的に整序すると、「1970年『憲法改正草案』≒1975年憲法→1978年憲法(→1954年憲法)→1982年現行憲法」という右にいくほど「発展」的な流れとなる。

したがって他方で、「1978年憲法の歴史的局限性」がここでも存在した。つまり、①「指導思想上」、②「国家機構の規定の面で」、③「経済制度のなかに」、④「社会主義的適法性の面で」、⑤「公民の基本的権利の面で」、⑥「手続および形式上」それぞれさまざまな欠陥が存在し⁴³⁾、それらの本格的な「改善」は、1982年憲法の制定を待たねばならなかった。もとより、そこには一定の「断絶」がたしかに存在し、かえって一面で1954年憲法への本格的な「帰帰」こそが1982年憲法においてははっきりとみてとれるのも事実である。

2 「葉憲法報告」について

つぎに本論の最後に、葉劍英「憲法改正にかんする報告」(1978年3月1日)⁴⁴⁾をやはり直接ごく簡単にみておこう。

42) 同上、146-150頁。

43) 同上、150-154頁。

44) 葉劍英「關於修改憲法的報告」(1978年3月1日在中華人民共和國第5屆全國人民代表大會第1次會議上的報告)(以下「葉憲法報告」と略称する、『類編』19-40頁)。

その冒頭部分によれば、前項でもみたように、「いま大会の討論に手交された『中華人民共和国憲法改正草案』は、華国鋒主席をはじめとする中国共産党中央政治局の全同志で構成された憲法改正委員会によって起草されたものであり、「起草の過程において、各省・市・自治区、各大軍区、中央各部門をへて、党内外の広範な大衆の意見をくり返し聴取し、大衆のなかからでた正しい意見を十分に吸収した」うえで、「中国共産党第11期中央委員会第2回総会でこの憲法改正草案を討論のうえ採択し、第5期全国人民代表大会第1回会議に提議して審議を求めることを決定し」、葉が「中共中央の委託を受けて、大会にたいして憲法改正にかんする報告を行う」とされる⁴⁵⁾。なお、ここでは「審議を求める」とされる。

ちなみに他方で、1975年1月の4期全国人大1回会議における「張報告」の冒頭で、「中国共産党中央委員会が大会に提議して討論を求めた『中華人民共和国憲法改正草案』はすでに代表各位に配布した」として済ませた⁴⁶⁾のとはやや異なり、1978年憲法では、起草の過程における意見聴取が行われた点がとりわけ強調されている。というのも、1975年憲法の内容は、1970年「憲法改正草案」とほぼ同じであり、少なくとも1975年憲法制定前にこうしたことは公式には行われていないと考えるからである。

しかしながら、「広範な大衆の意見」を聴取したといいつつも、事前に一定期間草案が全人民討議に付されるなどした1954年憲法および1982年憲法と1978年憲法そのものとは同じ共産党主導といいながら、1970年「憲法改正草案」や1975年憲法とともに、事前の草案公布と全人民討議の実施の欠如という点でやや異なっている点をもここで指摘しておかなければならない。

ともあれここでは、「葉憲法報告」のうち改正の内容にかかわって、2点にのみふれておく。まずⅠ「新たな時期の全般的な任務について」という箇所では、「序言」(前文)部分にもとづいて、①「プロレタリアート独

45) 同上, 19頁。

46) 「張報告」, 344頁。

裁下の継続革命」の堅持、②「階級闘争，生産闘争および科学実験の三大革命運動」の展開、③「今世紀内」における「農業，工業，国防および科学技術の現代化された偉大な社会主義強国」の建設がそれぞれ挙げられている⁴⁷⁾。

ちなみに、①と②は、1975年憲法の「継承と発展」であるが、③は周恩来の3期全国人大における政府活動報告以来の中「国の国民経済の発展」構想の4期全国人大における政府活動報告での再現でもある⁴⁸⁾。

ここでも、前二者と1982年現行憲法につながる後者の「4つの現代化」建設とはきわめて対照的であり、そこには一定の「断絶」面がみとれるともいえる。

ついで、II「憲法条文の改正にかんして」という箇所によれば、①「かならず社会主義的民主を十分に発揚しなければならない」という点にかかわって、「4人組」によるいわゆる「大民主」の乱用がすでに批判されている。また、②「国家机关および勤務員」における「大衆と連係する」ことが「もっとも根本」とされ、③「人民の国家装置を強化し、敵にたいする独裁を強化」し、④「社会主義の経済的土台をうちかため、社会の生産力を高速度に発展させ」、⑤「新たな時期の全般的な任務を実現するには、経済建設の高潮が必要である」などとされる⁴⁹⁾。

47) 「葉憲法報告」, 19-24頁, 21頁。

48) 周恩来「發展国民経済的主要任務」(1964年12月21日, 「在第3届全国人民代表大会第1次會議上所做的《政府工作報告》第1部分中的一段話」, 『周恩来選集』下卷, 1984年11月第1版, 人民出版社, 以下『周選集』下と略称する, 439-442頁, 439頁) では, 「全般的にいてあまり長くない歴史的時期のうちに, わが国を現代的農業・現代的工業・現代的国防および現代的科学技術を備えたひとつの社会主義強国に建設し, 世界の先進的水準に追いつき, 追い越すことにほかならない」とされていたが, それを受けてまた, 「向四個現代化的宏偉目標前進」(1975年1月13日, 「在第4届全国人民代表大会第1次會議上所做的《政府工作報告》第1部分中一段話」, 『周選集』下, 479頁) では, 「第2歩で, 今世紀内に農業・工業・国防および科学技術の現代化を達成することによって, わが国の国民経済をして世界の前列を歩ませる」とされている。

49) 「葉憲法報告」, 24-36頁。なお, 「改憲の主な内容」については, ①「1978年

なお②や③もそうだが、とくにここでの①・④・⑤には、つぎの1982年憲法へとつながっていく要素がすでに萌芽的に含まれている点には注意を要しよう。

さらに「憲法の実施にかんして」という重要な箇所では、「新憲法が規定するように、全国人民代表大会の重要な職権のひとつは、『憲法および法律の実施を監督する』ことであり、地方各級人民代表大会もその行政区域内において『憲法・法律・法令の遵守および執行を保証する』必要がある」とされる⁵⁰⁾点が注目される。以上が「葉憲法報告」であるが、もうまともに移ろう。

小結——1982年憲法への道程

さて、本稿のまとめとしては、まず少しここで（本来は「議長」を意味する）「主席」というタームにこだわって、そのときの「最高指導者」とその象徴的な地位にちなんでいえば、こうなる。つまり、①毛党主席の就任を想定してつくられた実権のともなう国家主席制が採用された「毛（国家）主席の憲法」である1954年憲法、②その後毛にかわって国家主席に就任した劉少奇の失脚・死亡を受けて、国家主席制を設けなかった「毛

憲法の『序言』もまた新規に書かれたが、しかし指導思想は1975年憲法と根本的にそして実質的にべつに変更はなく、②「新時期における全国人民の全般的任務を規定し」、③「国家制度の規定にかんしては、依然として1954年憲法を基礎としたが、1975年憲法の多くの具体的な条文を引き写し、あわせて若干の改正を行」い、④「国家機構の規定にかんしては、大体1954年憲法の規定を回復し、1975年憲法で国家機関を削減するやりかたを初歩的に改め」、⑤「社会主義的民主を十分に発揚することが必要であると強調」したなどとされる（『憲法60年』、143-146頁）。

50) 「葉憲法報告」、36-38頁、37頁。なお、葉劍英「在中国共產党第十一次全国代表大会上關於修改党的章程的報告」（1977年8月13日報告、8月18日採択）（本書編委會編『中華人民共和國國史全鑑』第5巻（1976-1988）、1996年4月、團結出版社、5202-5207頁）をあわせて参照ねがいたい。ちなみに、ここでも1978年憲法の改正の前の1977年8月に党規約の改正がなされている。

(党)主席の憲法」である1975年憲法、③「中継ぎ」としての「華(党)主席の憲法」である1978年憲法、④党主席制の廃止後において、それだけでは実権をとまわらない国家主席制が復活し、党と国家の中央軍事委員会が「並置」される「鄧(中央軍事委)主席の憲法」である1982年現行憲法とそれぞれ名づけることも可能である。

また1975年憲法⁵¹⁾の「特徴」(問題群)として本論であげた2つの点、すなわちⅠ「社会主義型憲法の例外」であると同時に「中国型社会主義の極みとしての憲法」(「遺言状」のような「毛沢東思想(語録)発揚の極みとしての憲法)」という規定およびⅡ「党政合一」のもとでの率直で正直な「中国共産党規約(やその政策)の憲法化」と「全人民の中国共産党員化を目指した憲法」(「党憲体制」化)といういわばコインの裏表の関係にある2つの大きな「特徴」(問題群)の存在がやはり重要であろう。さしあたり、Ⅰが表で、Ⅱが裏である。

前者の表であるⅠの側面はともかくとして、他方で後者の裏であるⅡの「中国共産党規約の憲法化」という憲法改正(とくに修正=部分改正)の基本的方向性自体は、「中国の憲法慣例」といえるかどうかはさておき、1982年憲法下において憲法改正提案権の中共中央による排他的な掌握とともに、少なくとも基本的な流れにおいて部分的に「党憲体制」が依然として堅持されているとも考えられる。

ここで、浅井の「政治と法」にふたたび立ち返っておこう。「3 75年憲法の性格」で浅井はとりわけ上記のⅠに相当する点を強調して、それは「社会主義憲法群に属する」が、「強烈な個性をもつ異色の存在」とし、「憲法的規制の範囲を、国家の統治機構の体系から、社会全体のプロレタリアート独裁の体系へ、拡大している」が、一方で上記のⅡのいわば「党憲体制」下の「75年憲法の構造は、当時存在した中国政治世界における社会的事実をある意味で正直に反映するものであった」とする。さらに、「4

51) 高見澤磨・鈴木賢『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ』(2010年9月、岩波書店、95頁)では、「現在、75年憲法は『荒唐無稽な歴史のゴミ』とまで酷評される」点にふれている。

78年憲法の限界」が続く⁵²⁾が、本論ですでに確認したとおり、それはどこまでも「中継ぎの憲法」であった。それでは、つぎの1982年憲法への道程⁵³⁾ははたしてどうか。今後を期したい。

[追記] この研究は、中央大学特定課題研究(2014-2015年度)の成果の一部である。

52) 「政治と法」, 257-261頁。ちなみに、葉劍英「在憲法修改委員會第一次全體會議上的講話」(1980年9月16日)(『葉劍英選集』, 1996年3月, 人民出版社, 560-562頁, 560頁)によれば、その限界は型どおりこうである。つまり、「当時の歴史条件の制約ゆえに建国30年間の社会主義革命および建設における経験教訓を全面的に総括するのに間に合わず、また憲法の条文にたいする10年の動乱におけるある若干の『左』の思想の影響を徹底的に清算し、そして一掃するのにも間に合わなかったことにより」、1978年「憲法のなかにはすでに時代遅れになった政治理論の観点を反映し、そして現実の客観的な状況に合致しない若干の条文規定がまだ存在することになった」という。なお、1978年憲法の2回にわたる部分改正については、「政治と法」, 260-261頁を参照ねがいたい。

53) 1982年憲法の制定については、通山昭治(研究ノート)「1982年中国憲法の原点」(上)『九州国際大学法学論集』第18巻第1・2合併号, 2011年12月, 153-204頁, 同「1982年中国憲法の原点」(下・完)(同上第19巻第3号, 2013年3月, 129-164頁)を参照ねがいたい。 以上